

2019年10月20日  
あいち民研公開シンポジウム

子どものいのちを守るために  
～児童養護施設内の暴力、性暴力と向き合う～

CAPNA(子どもの虐待防止ネットワークあいち)理事

萬 屋 育 子

## 1 児童虐待について

90年代(平成の初めごろ)児童虐待が表面化してきた  
児童相談所は虐待相談に及び腰だった  
児童相談所に通報しても動かず、子どもの命が失われた

1994(H6) 愛知県児相長親権喪失申立て、父母とも親権喪失

1995(H7) 子どもの虐待防止ネットワークあいち・CAPNA設立  
CAPNAの電話相談開始 県内で虐待死亡相次ぐ

2000(H12) 児童虐待防止法施行

// 法施行後、初めての死亡事件が県内で起きた

県児相体制強化、専門職採用を配置、児童福祉司増など  
CAPNAは全国の民間団体と協働、県・市とも連携

2009(H21)メール相談開始 2015(H27)赤ちゃん縁組研修実施

2016(H28)安全委員会研修実施

民間団体の役割？ 行政のやれてないこと、十分でないこと。

児童福祉法、児童虐待防止法が改正され、児童相談所の権限・役割が増大・強化されている

にも関わらず、虐待死事件が相次いでいる。

1995年～2005年 CAPNAは虐待死事件記事を集めた  
キャプナ出版「見えなかった死」「防げなかった死」発行



2005年 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について  
(第1次報告～第15次布告)

ヘンリー・ケンプ:虐待の結果、死んでしまった子供たちに何もしなかったことを謝るくらいなら誤報したことを親に謝りたい。(アメリカの小児科医)

## 【児童福祉法：虐待対応に関連する条文】

- 27条 虐待通告等への対応：親権者の同意による施設入所・里親委託など
- 28条 保護者の児童虐待等の場合の措置：家庭裁判所の承認を得る
- 29条 立入調査
- 33条 児童の一時保護：児童相談所長は必要と認める時は一時保護を行うことができる
- 33条の7 親権喪失・親権停止の審判請求

# 【児童虐待の防止等に関する法律】

第8条の2 出頭要求等

第9条 立ち入り調査等

第9条の2 再出頭要求等

第9条の3 臨検、搜索等 裁判所の許可状

第10条 警察署長に対する援助要請等

- ◎ 虐待状況になっている家庭へは児童相談所の介入が必要
- ◎ 虐待状況にならないために地域の子育て支援が必要
- ◎ 子育て、とりわけ単身子連れ女性へのサポートが手薄

- 「児相長は必要があると認めるとき」に一時保護を行うことができる。一時保護の決定から実行、施設入退所すべて児相がおこなう  
→権限を使えば虐待からの保護はできるはず、すべき
- 関係機関の連携・協働の網の目から漏れたときが危険  
子どもが生まれた時、第1子のかかわりが重要  
「妊娠中からの切れ目ない支援」が不十分  
転居家族は実態が把握しにくい
- 支援が必要な家族をキャッチしたら継続的な支援が必要
- 虐待死で多いのは0歳児、中でも出産直後0日児が最多  
→「赤ちゃん縁組・特別養子縁組」(＝愛知方式)

## 2 家庭、家族から離れて生活する子どもたち

**【社会的養護の対象児童は4万5千人：2017年12月】**  
乳児院138ヶ所2801人・養護施設615ヶ所26449人  
里親委託5190人・ファミリーホーム313ヶ所1356人  
児童自立生活援助ホーム 143か所604人

**【新しい社会的養育ビジョン：2017年8月】**  
里親委託率 75パーセント (2018年3月 19.7%)  
就学前家庭養育原則、新たな施設入所停止  
養子縁組 年間1000組以上めざす  
(2017年特別養子縁組成立数 616)

◎ 里親、養子縁組も児童相談所の業務と明記

### 3 児童養護施設内の子ども間暴力、性暴力問題

- ① 被虐待児が入所する前からあった。実態は不明。  
(加害児の多くは乳幼児期から長期間入所していた)
- ② 大人から子ども、子どもから子ども、子どもからおとなへの暴力、性暴力がある。顕在化しているもの、潜在化しているものがある。
- ③ どの施設でも懸命に対応しているが、解決が難しい。  
熱意のある職員が対応スキルを磨き実践しているが解決に至らない。
- ④ 加害児童を退所させて当面の解決をはかってきた
- ⑤ 子ども間の暴力、性暴力は施設内で連綿と続いている

- ⑥ 1985年 名古屋市一時保護所で職員が児童に殺害された  
2009年 最高裁判決：児童間暴力の被害児側への損害賠償金支払いを県に命令  
2014年 自立支援施設の職員が児童に殺害された
- ⑦ 全国で同様の事件が起きている—根本的な解決策なかった  
子どもも訴える力なし、その保護者は不在
- ⑧ 児童福祉法改正 【被措置児童等虐待】  
児童間暴力の放置はネグレクト
- ⑨ 三重県で被害児の親が裁判を起こした—実態の一部判明
- ⑩ 2019年4月26日厚労省が全国調査を発表

## 【被措置児童等虐待(児童福祉法第33条の10)】

身体的:外傷、暴行

わいせつ行為をする、させる

ネグレクト: 著しい減食又は長時間の放置

子ども間の暴力、性暴力等を放置

暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動

【行政機関への通告】【事実確認のための措置】

【都道府県知事への通知等】

【事項の公表】【調査及び研究】

\* H29年度 届出・通告277件 事実確認99件

職員→子ども 身体的虐待が多い

子どもどおしのトラブルに介入

子どもからの暴力を受けた時

子どもと距離が近い、性的虐待も

## 安全委員会方式とは

【すべての暴力に対応する】

(2レベル3種の暴力)大人から子ども、子どもから子ども、子どもからおとなへの暴力、性暴力がある。  
顕在化しているもの、潜在化しているものがある。

【合言葉】「① 叩くな、けるな、口で言おう ② 優しく言おう ③ 相手が悪くてもたたいてはいけない。

外部を入れて風通しを良くし、組織をあげて、子どもの安心安全を守り抜く。

九州大学名誉教授田嶋誠一氏(臨床心理)が考案  
著書「児童福祉施設における暴力問題の理解と対応」(金剛出版)

## 【実際の活動】

施設の職員が毎月聞き取りをする←相談する力を養っている  
(自分が暴力を受けてないか、してないか、暴力・性暴力見聞きしてないか、よく眠れているか、食欲はあるかなど)  
「何かあったら言ってきなさい。」・・・いわない

## 【安全委員会を開催】

毎月外部委員が入った会議で審議し、出来事に応じて対応を決める。どのように対応したのか子どもたちに知らせる←聞きっぱなしにしない。

## 【安全委員会の役割】

施設をモニターしつつ、サポートする  
子どもたちの成長のエネルギーを引き出す  
暴力、性暴力から子どもを護り、大人も護られる

## 【安全委員会方式導入施設では】

- 中高生の大きな暴力は早いうちになくなる。DV夫、虐待親にならない練習にもなっている。  
聞き取りの中で潜在的性暴力発見もあった。
- 大人も子どもも日々怒りのコントロールの仕方を学ぶことができる。職員の言動も審議の対象。
- 暴力、性暴力の芽を摘む←予防となる
- 施設内が落ち着いた雰囲気になる。職員と子どもたちの関係が優しくなる。指導が通りやすくなる。
- 施設職員が元気になる←関係機関が応援してくれる
- ◎ 私が関わっている導入施設では暴力、性暴力の再発はいまのところ起きてない。

## 【導入施設は少ない】

- 研修参加者の質問:「どうして広がらないのか」
- 全国で33施設が導入  
乳児院、F・H(ファミリーホーム)、一時保護所への拡がり

## 【家庭養育推進、施設の小規模化で暴力、性暴力の問題は解決しない】

- ◎ せっかく保護した子どもたちを被害者にも加害者にもしてはならない。
- ◎ 養護施設内の暴力、性暴力を放置することは虐待・暴力からの保護が終わってない。
- ◎ 社会的養護の場はまず「安心安全」を最優先すべき

ご清聴ありがとうございました